

株式会社の設立 (株式譲渡制限付非公開会社、資本金 ¥2,000 万までの**発起設立**)

【**取締役会**：非設置会社・設置会社 「兼用」】

本店： 会社の所在（住所）

-
- (1) 以下の例のように正確にお知らせください
(例) 横浜市中区山下町 1 番地 1 または 横浜市南区永田町 1 番 1 号
 - (2) 本店が未確定の場合は予定地の市・区・町
をお知らせください 類似商号調査を先行します (横浜市は『区』まで特定して下さい)

商号： 会社の名称（名前）

商号中にローマ字・数字の使用が可能になりました。 (株) A B E 商事、(株) 1 4 9 2 商事 etc.
類似商号については当事務所で調査致します。

- 類似商号制度の緩和について -

本店が同一でない限り（設立登記では）類似商号に該当しないこととなりました。
事実上、類似商号に該当する場面が少なくなりましたが、類似する商号を使用することで他の会社に不利益を及ぼす恐れがある場合には、損害賠償請求や商号の差止請求を受ける可能性が生じます。
従って、引続き類似商号調査を行うと共に、電話帳・Net等で商号（商標登録）の調査確認を行い十分に注意するよう心がけなければなりません。
必要に応じて『商標権』を登録（利用）することをお勧めします。

目的： 事業目的

将来的に行う予定（未確定でも ok）のある事業も含めて、御希望をお知らせ下さい。
「箇条書」でも結構です。 当方でアレンジして「目的案」を御提示します。

会社の事業目的は、会社法の施行と同時に緩和される傾向ではあります。但し、第三者が判別可能な程度の具体性は必要です。
日常生活等で良く目（耳）にする言葉でも登記できない場合があります。必要に応じて法務局との交渉（打合せ）を代行致します。

- 1.
- 2.
- 3.

及び、前各号に付帯する一切の業務

出資者： 住所氏名 および **【出資金額】**

出資者の住所氏名は印鑑証明書で確認します出資者全員分・事前に F A X (045-319-6183) お問い合わせ
(名前) と出資金 万円をお知らせください (出資者 1 名でも ok)

資本金： 自由に定めて下さい (最低資本金制度撤廃)

金 _____ 円 (出資金総額) 金 1 円から、会社の事情に応じて自由に設定可能。
(参考：資本金 ¥ 1,000 万未満の会社は『消費税』対象外)

- ・ 今回発行する株式数 _____ 株 (発行価格 @ 金 _____ 円) 全額資本金 資本準備金 (金 _____ 円)
- ・ 発行可能な株式総数 _____ 株 (今後発行可能な株式の限度枠)

【注】業種 (許可の取得要件等) により必要な最低資本が定められている場合があります

銀行名： 出資金の払込銀行名 (発起人代表者の口座を利用します)

_____ 銀行 _____ 支店 発起設立の場合は、銀行の『証明書』が不要です。
(発起人代表の口座へ各出資者が振込み、通帳 Copy を添付して証明書とします)

役員： (および 任期)

(1) **取締役会** **非設置会社** とする

- 取締役 (1 名以上) 必須 複数の場合原則として各自に会社代表権があります。【任期： _____ 年】
- 代表取締役 (1 名以上) 自由 代表取締役を定めると取締役の代表権は消滅します。
- 監査役 or 会計参与 自由 会計参与は公認会計士・税理士等の資格が必要です。【任期： _____ 年】

(2) **取締役会** **設置会社** とする

- 取締役 (3 名以上) 必須 原則として各自に会社を代表する権限はありません。【任期： _____ 年】
- 代表取締役 (1 名以上) 必須 取締役の中から 1 名以上の代表取締役を選定します。
- 監査役 (1 名以上) 必須 監査役に代わって会計参与を定める事でも結構です。【任期： _____ 年】

(注) 取締役会の設置・非設置は自由ですが次の点に御注意下さい。

取締役会を設置しない会社は、従来の有限会社に近い位置づけとなります。
また、非公開会社は役員の任期を最長 10 年までとすることが可能ですが
対外的なイメージ低下をまねく可能性もありますので、十分御注意下さい。

決算期： _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日 の年一期

[その他：特記事項]

設立日： 登記申請の日をもって『会社設立日』となり法人格を取得します。

設立日の御希望がある場合はあらかじめお知らせ下さい。

(事務の都合上御希望に添えない場合もあります)

大安を希望 友引を希望 仏滅を除く
希望しない _____ 指定日あり _____ 年 _____ 月 _____ 日

【必要書類】
- 準備編 -

- (1) **印鑑証明書** a. 取締役兼出資者 各 2 通 b. (出資はしない) 取締役 各 1 通
c. 出資のみする方 各 1 通 d. (出資はしない) 監査役 不要
 住民票 ➔ 監査役及び取締役会を設置する会社の取締役は住民票が必要
- (2) **実印** 個人の実印 出資者・取締役 (監査役は認印可)
会社の実印 会社の実印として登録予定の印鑑
【会社の実印・銀行印等は類似商号確認後に作製して下さい】
- (3) **その他** 会社が発起人の場合、会社の登記簿謄本・議事録等
- (4) **着手金** 金 25 万円 (定款認証の際に御用意頂き、完了後に残金を精算)
資本金が ¥ 2,000 万を超える場合は別途計算によります

以下の書類が登記申請の際に必要です

ただし、ほとんどの書類は阿部事務所が作成してご用意します
(お客様には書類への「押印」のみお願いします)
会社の実印・個人の実印及び認印など「印鑑」をご準備下さい

- 【必要書類】**
- 登記編 -
- (1) 定 款 → 公証人に認証を受けた定款の謄本
 - (2) 発起人の同意書 → 発起人の実印押印
 - (3) 発起人の決定書 → 発起人の実印押印
 - (4) 出資金払込証明 → 御相談下さい(発起人個人の通帳写し等)
 - (5) 役員就任承諾書 → 取締役・監査役等、役員全員(代表取締役は「個人の実印」使用)
 - (6) 印鑑証明書 → 代表取締役(および取締役会を設置しない会社の取締役)について
 - (7) 住 民 票 → 監査役 (および取締役会を設置する 会社の取締役)について
 - (8) 印鑑届出書 → 会社の実印とする印鑑及び代表取締役「個人の実印」を使用
 - (9) 交付申請書 → 会社の印鑑証明書用「印鑑カード」の交付申請書

以上の他、「登記申請代理用委任状」が必要です

【節税】に努めます

『定款』は『電子定款』を利用して、**収入印紙 ¥4万を節税**します。
制度を利用するための事務的な負担は、全て阿部事務所が代行します。